

大衍曆

は八月甲子朔とあり、然れば七月八月また連小なり、かく打合せて致ふれば、其十年といふ丙申歳の十一月より、古曆を廢して、再更にかの二曆をかね用ひ給へるなり、故是を以て、此丁酉歲ごろの御紀なる曆日は、元嘉にても、儀鳳にても、全くは合ひ難くぞ有ける、然るを皇和通曆元嘉、則四月八月十二月之朔不合、且閏在十月、從儀鳳、則唯二月六月之朔不合耳、故今斯以丁酉爲用儀鳳曆之始、其國史之有所不合、與曆法相合者、蓋緣當時司曆失算焉耳、云へるは、信がたし、其は此比較にても、元嘉にて合ざるが、儀鳳に合ひ、儀鳳にて合ざるが、元嘉に合ふるを以ても、兼用せること著明なり、唯そが中に、儀鳳を專に取りて、元嘉を次に爲たらむと思はるゝ事ども、多かり、斯て此より年經て、いつと無く、元嘉曆を兼用ふる事を停めて、儀鳳曆のみ純用ひられし故に、天平寶字七年の紀文に、廢儀鳳曆とのみ見えて、元嘉曆の事は無きなり、扱是より後は、皇朝固有の古曆をば、一向に廢果まして、次々に異邦の諸曆を用ひ給ふ事と成ぬ、

〔續日本紀二十四〕天平寶字七年八月戊子、廢儀鳳曆用大衍曆。

〔年中行事秘抄十一月〕一日

奏御曆事○中略

天平寶字七年、眞野鷹祖父船主造進四種曆以降、交蝕合度、時候不愆、國家須用、于今相續、

〔曆法新書十五〕大衍曆

唐玄宗開元十六年、僧一行造之、推大衍數立術以應之、較經史所書氣朔日名宿度可考者皆合、十五年草成、而一行卒、詔特進張說、與曆官陳玄景等、次爲曆術七篇、略例一篇、曆議十篇、玄宗顧訪者、則稱制旨明年說表上之、越十七年、頒于有司、時善算瞿曇譯者、怨不得預改曆事、二十一年、與玄景奏、大衍曆九執曆、其術未盡、太子右司衛率南宮說亦非之、詔待御史李麟、太史令桓執圭、較靈臺候簿、大衍十得七八、麟德纔三四、九執一二焉、乃罪說等、而是否決、自太初至麟德、曆有二十三家、與天雖近而未密也、至一行密矣、其倚數立法固無以易也、後世雖有改作者、依倣而已、故詳錄之、略例所以明述作本旨也、曆議所以考古今得失也、其說皆足以爲將來折衷、先是雖有麟德經緯曆、則天聖